

宿泊事業者緊急経営支援事業給付金

(不明な点は、白老観光協会までお問い合わせ下さい)

電話：82-2216 / FAX：82-4517

新型コロナウイルス感染症の拡大による一時的な業況悪化から、資金繰りに支障をきたしている本町の宿泊事業者を支援するため、白老観光協会が白老町からの補助を受けて町内宿泊事業者者に対し給付金を交付する事業です。

■宿泊事業者とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による旅館業（下宿営業を除く。）の許可を受けた者
- (2) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定による住宅宿泊事業を営む旨の届出を行った者

給付金額

■収容人員が50人以上の場合 20万円 ■収容人員が50人未満の場合 10万円

申請期間

令和3年2月10日(水)～令和3年3月12日(金)

受付時間

10:00～16:00 [最終受付：15:00] (土日祝日を除く)

窓 口

白老観光協会 [白老町若草町1丁目1番21号 白老駅北観光インフォメーションセンター内]

給付要件

- 1 白老町内に事業所を有していること。
- 2 令和2年11月末以前に創業した事業者であり、かつ、今後も事業を継続する意思があること。
- 3 この事業がスタートした時点において、営利を目的として事業を現に継続的に営む者であって、かつ、宿泊事業収入が総収入(給与所得を含み、公的年金を除く)の50パーセント以上であること。
- 4 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年12月から令和3年1月までのいずれかの月における宿泊事業収入が前年同月比で20パーセント以上減少していること。
※令和元年12月から令和2年1月の全期間において傷病や不可抗力によりやむを得ず休業した事業者については、「前年」を「前々年」に、令和2年2月以降に創業した事業者にあつては、「前年同月」を「創業月から令和2年10月までのいずれかの月」と読み替えることができます。
- 5 代表者等が「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団の構成員その他の反社会的な団体である者又はこれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

必 要 書 類

	種 別	観光協会員	観光協会員以外
	給付金交付申請・請求書(様式第1号) ※観光協会にあります。	必 須	必 須
添 付 書 類	(1) 旅館業法第3条第1項に基づく旅館業営業許可証の写し又は住宅宿泊事業法第3条第1項に基づく住宅宿泊事業届出証の写し	不 要	必 須
	(2) 暴力団対策法に抵触しない旨を記した誓約書(様式第2号) ※観光協会にあります。	不 要	必 須
	(3) 定款の写し(法人の場合)	不 要	必 須
	(4) 直近の確定申告書の写し(1期目の決算前である場合は、開業届の写し)	必 須	必 須
	(5) 帳簿の写し(日々の取引を記したものであって令和2年12月から令和3年1月の全ての事業収入が確認できるもの)	必 須	必 須
	(6) 事業に係る預貯金通帳の「表紙」と「表紙の裏」の写し	必 須	必 須

